

# リセール約款

**第1条(総則)** 1. 本リセール約款(以下「本約款」という)は、横河レンタ・リース株式会社または、その代理店(以下総称して「売主」という)とお客様(以下「買主」という)との間のリセール商品の売買契約(以下「個別契約」という)について適用します。

2. 個別契約において本約款と異なる内容を定めた場合は、個別契約を優先して適用します。

**第2条(定義)** 本約款で用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) リセール リセール商品(中古品)の売買
- (2) リセール商品 売主(横河レンタ・リース株式会社)がレンタル(賃貸)用として使用していた中古の商品
- (3) 修理 売主の指定する場所での引取修理

**第3条(個別契約の成立)** 1. 個別契約は、個別契約書に売主買主両者が記名押印したときに成立するものとします。

2. 前項の個別契約書に代えて買主が、売主に対しリセール商品名、数量、単価、納期、納入場所、その他売買につき必要な条件を記載した注文書または注文書に代わる書面を売主に交付し、売主がこれを承諾することによって個別契約は成立します。この場合において買主の要求があったときは、売主は、注文書を遅滞なく買主に提出するものとします。なお、注文書またはこれに代わる書面交付後5日以内に売主から受諾拒否の通知がなかったときは、個別契約は注文日に遡って成立するものとします。

**第4条(売買代金等およびその支払条件)** 1. 買主は、個別契約に記載された売買代金およびその他諸費用(以下「売買代金等」という)を、別途定めた支払期限までに、売主の指定する銀行口座に振込み送金の方法により支払うものとします。ただし、当該支払日が金融機関の休日の場合には、翌営業日までに支払うものとし、振込手数料は買主の負担とします。

2. リセール商品に関わる運送費については、売主が負担するものとします。ただし、離島、僻地などで車両での輸送が困難な地域への納入または大型リセール商品などについては、買主は売主所定の運送費を別途支払うものとします。

3. 買主は、第1項に定める売買代金等および第2項の運送費に、税法で定められた消費税額、地方消費税額を加算して支払います。

**第5条(引き渡し条件)** 1. 売主は、個別契約で定められた納品日、納入場所においてリセール商品を買主に引き渡すものとします。ただし、納入場所につきましては、日本国内に限るものとします。

2. 前項の引き渡し前に売主による検査により、リセール商品の故障が判明した場合、売主は当該個別契約の全部または一部を無条件にて解除できるものとします。

**第6条(所有権および危険負担)** リセール商品の所有権は、買主がリセール商品の売買代金等その他個別契約に基づく一切の債務について、支払を完了した時に、売主から買主に移転するものとし、リセール商品の滅失、毀損その他の危険負担は、第5条により、売主が買主にリセール商品を引き渡した時に、売主から買主に移転するものとします。

**第7条(受入検査)** 1. 買主はリセール商品の引き渡しを受けた後、10日以内(以下「受入検査期限」という)にリセール商品を検査し、万一、リセール商品の機能に不適合、不完全(隠れた瑕疵を含む)があった場合、受入検査期限までに売主に書面に通知しなければならないものとします。

2. 前項の通知を売主が受けた場合、売主は、リセール商品を調査し、買主の通知のとおり機能に不適合、不完全(隠れた瑕疵を含む)が存在することが確認できた場合は、第9条の場合を除き第8条第1項第3号より、無償修理、もしくは同一(あるいは同等)のリセール製品(付属品を含む)と無償交換、または個別契約の解除を行うものとします。

3. 前項より無償修理、もしくは同一(あるいは同等)のリセール商品(付属品を含む)と無償交換することにより売主から買主に第5条に基づき引き渡しが行われた場合、買主は本条第1項に準じた措置を行うものとします。

4. 本条第1項および第3項の受入検査期限内に売主が買主より何らの通知も受領しない場合は、リセール商品の受入検査期限は満了し、買主は、受入検査期限満了後のリセール商品の機能の不適合、不完全(隠れた瑕疵を含む)については、売主に対して請求することはできないものとします。

**第8条(保証)** 売主が買主に交付する見積書にリセール商品について、保証する旨の記載がなされている場合に限り、売主は以下の内容にて保証します。

- (1) リセール商品の保証期間中にリセール商品に何らかの機能の不適合、不完全が生じた場合、買主は売主に対しこれを書面に通知するものとします。
- (2) 前号の通知を売主が受けた場合、売主は、リセール商品を調査し、買主の通知のとおり機能の不適合、不完全(隠れた瑕疵を含む)が存在することが確認できた場合は、第9条に規定する場合を除き、売主の選択により、無償修理、同一(あるいは同等)商品(付属品を含む)との交換、代金の減額のいずれかをいたします。
- (3) 売主は、前号の無償修理、同一(あるいは同等)商品(付属品を含む)との交換、代金の減額のいずれも不適当と判断した場合は、個別契約を全部または一部を無条件で解除できるものとします。この場合、買主は、売主の費用負担においてリセール商品を直ちに返還するものとし、売主は、既に買主より個別契約の売買代金等を受領した場合、当該リセール商品の返還確認後、無利息にて受領した売買代金等を直ちに買主に返還するものとします。ただし、買主は、この他売主に対し、損害賠償の請求等は一切できないものとします。
- (4) 保証期間については、見積書に記載された期間とします。
- (5) 保証期間の開始日は、第5条により売主から買主に引き渡された日または第7条第2項、第3項により買主に引き渡された日を納品日として、その納品日から開始されるものとし、前号の保証期間まで保証されるものとします。
- (6) 保証期間内に売主が買主より書面により何らの通知も受領しない場合は、リセール商品の保証期間は満了し、買主は、保証期間満了後のリセール商品の機能の不適合、不完全(隠れた瑕疵を含む)については、売主に対して請求することはできないものとします。

**第9条(保証の範囲の制限)** 前条の保証にかかわらず、以下の内容については、保

証の対象範囲から除外するものとします。

- (1) 日本国外に持ち出された場合
- (2) メーカー、販売業者または販売店において公表されているリセール商品が、契約上における免責条項の適用品、修理サポート終了品または当該メーカー等の倒産等により修理できない場合
- (3) 買主の誤操作、誤使用、不適当な据付調整、改造または加工、過酷な使用、納品後の移動や輸送、落下、液体こぼれ、水没等に起因する故障、損傷または滅失
- (4) 高温多湿、ガス害、振動、公害、塩害、埃の侵入等の使用環境条件に起因する故障と損傷
- (5) 火災、地震、風水害等の天災地変に起因する故障と損傷
- (6) 異常電圧等の外部要因に起因する故障と損傷
- (7) メーカーまたはソフトウェアの供給者の認めないハードウェア、ソフトウェア、インターフェース、サブライ品等の接続、使用に起因する故障と損傷
- (8) 機能に不適合、不完全がない場合の変色、傷、変形、錆等
- (9) CRT、LCD等表示装置の部品等の交換、修理
- (10) 磁気ヘッド、検出器(センサー、プローブ等)の部品等の交換または修理
- (11) ハードディスク、プリンタ等記録印刷装置の部品等の交換または修理
- (12) ギア、モータ等の駆動、可動機構部品、磨耗消耗部品等の交換または修理
- (13) トナーカートリッジ、バッテリー、無停電電源等の消耗品や定期交換部品等の交換または修理
- (14) 本体以外の付属品全般
- (15) その他売主の責任とみなされない故障の場合

**第10条(損害賠償)** 売主が買主に提供したリセール商品について、売主の責に帰すべき事由により買主が損害を被った場合は、売主は本約款の規定に従って対応するものとします。ただし、いかなる場合においても、間接損害(営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の喪失等による損害その他)については責任を負わないものとし、売主の損害賠償は、かかるリセール商品について買主から既に支払いを受けた金額を限度に賠償するものとします。

**第11条(損害賠償の責任の範囲)** 前条の定めにかかわらず、本項第1号から第4号の場合における売主の責任の範囲から除外するものとします。

- (1) 売主は、天災地変、戦争、内乱、法令の制定若しくは改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、公衆通信回線若しくは諸設備の故障またはその他売主の責に帰すことのできない事由による本約款および個別契約に基づく義務の履行遅延若しくは履行不能について、責任を負わないものとします。
- (2) リセール商品が第三者の産業財産権その他の無体財産権を侵害したことによって生じた一切の紛争および損害については、売主はその責任を負わないものとします。
- (3) 売主は買主に対して、引き渡し時においてリセール商品が正常な性能を備えていることのみを担保し、リセール商品の商品性、および買主の使用目的への適合性については担保いたしません。
- (4) 買主は、リセール商品購入後、リセール商品の当該メーカーからのリコールについては、買主の責任と費用において、そのリコール情報を直接取得できる状況下におき、当該メーカーと直接交渉を行うものとし、売主はそのリコールについて一切責任を負わないものとします。

**第12条(契約違反等による解除)** 売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、買主への何らかの通知、催告を要することなく、いつでも個別契約を解除できるものとします。次の事由に該当した買主は、売主に対してリセール商品を買主負担で返還するものとし、売主になお損害がある場合、買主はこれを賠償するものとします。

- (1) 本約款の各条項の一つにでも違反したとき。
- (2) 本約款以外の売主、買主間の取引の約定に違反したとき。
- (3) 営業を休、廃止し、または解散したとき。
- (4) 強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続その他これらに類する手続の申立てがあったとき。
- (5) 支払いを停止し、または手形、小切手の不渡り報告があったとき。
- (6) 営業が引続き不振であり、または営業の統括が困難であると客観的事由に基づき判断したとき。

**第13条(輸出入に関する事項)** 1. 本約款に基づく個別契約は、最終需要地が日本国内の場合に限り、納入後、リセール商品が輸出される場合は、売主は、本約款その他の契約上、法律上の義務および責任について一切免除されるものとします。また、買主または第三者は、日本国および輸出入関係諸国の関連法規を遵守し、自らの責任において必要な輸出入許可等取得するものとします。

2. 買主は売主からリセール商品を購入する際に、既にリセール商品の輸出が決まっている場合には、買主は購入する前に売主所定の様式で輸出内容を通知し、売主の承諾を得るものとします。

**第14条(遅延損害金)** 買主は、個別契約に基づく支払いを遅滞したときは、支払い期日の翌日から充済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を売主に支払うものとします。

**第15条(権利・義務の譲渡等の禁止)** 1. 買主は、売主の事前の書面による承諾を得ない限り、個別契約に基づく権利・義務の全部または一部を第三者に承継、譲渡または担保に供してはならないものとします。

2. 買主の個別契約によるすべての金銭の支払義務は、本約款および個別契約に定める事項を除き、売主またはその承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

**第16条(裁判管轄)** 売主および買主は、本約款および個別契約に関する紛争については、東京地方裁判所(本庁)または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

**第17条(付則)** 本約款は、2011年4月1日以降に個別契約が成立する契約に適用されます。

以上